

遠野市営建設工事入札参加資格者要綱（平成20年遠野市告示第132号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度における遠野市営建設工事入札参加資格審査申請書（中間年）の提出期日等を次のとおり定める。

遠野市長 多田 一彦

令和3年度及び令和4年度における遠野市営建設工事入札参加資格審査申請書（中間年）の提出期日等

1 申請書の提出

(1) 欠格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- イ 法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受け、法第27条の29の規定により総合評定値の通知を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- エ 令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者
- オ 遠野市営建設工事入札参加資格者要綱第7条第2項第3号又は第4号に該当したことにより市営建設工事入札参加資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過していない者
- カ 希望する工事種別の完成工事高がないとき
- キ 指定工種（別表2）を申請する場合において、技術者要件を満たしていない者
- ク 市営建設工事の請負契約にかかる指名競争入札参加者の指名基準の非指名理由に該当する者
- ケ 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- コ 遠野市暴力団排除条例（平成24年遠野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- サ 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

(2) 申請する工事種別ごとの欠格要件

- ア 法第3条の規定による許可を受けていないとき
- イ 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に属する総合評定値通知書を有していないとき
- ウ 希望する工事種別の完成工事高がないとき
- エ 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にないとき

(3) 申請書提出方法

持参又は郵送等（メール便等）とする。ただし、郵便書留は不可とする。受領確認を希望する場合は、返信用のハガキ又は、封筒（84円切手を貼りつけたもの）を申請書類に同封すること。

(4) 申請書提出期間等

ア 受付期間 令和4年2月1日(火)から令和4年2月28日(月)までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。(郵送による申請書提出の場合は令和4年2月28日消印有効とする。)

イ 受付時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。

(5) 申請書提出場所

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り9番1号
遠野市役所とびあ庁舎 総務企画部管財担当
TEL 0198-62-2111 (代) 内線242、243 FAX 0198-62-2148

(6) 提出様式

遠野市様式とする。

(7) 提出部数

1部

2 提出書類

提出書類はA4版とし、次に掲げる順にファイル綴じを行い、表紙及び背表紙に会社名等を記入すること。

(1) 建設工事

ア 市営建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 希望業種等の届出書(様式1-2号)

ウ 営業所一覧表(様式第1-3号)

エ 経営事項審査の総合評定値通知書(写)

オ 工事履歴書(様式第2号)

カ 希望する工事種別の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高(様式第3号)

キ 技術職員名簿(市内申請者にあつては、資格者証の写し添付のこと。)(様式第4号)

ク 舗装工事を希望する場合、舗装施工管理技術者の資格者証(写)

ケ 解体工事を希望する場合、解体工事業の許可通知書(写)

コ 許可・登録・認可等(写)

サ 登記簿謄本・身分証明書(写でも可)

シ 財務諸表(直近1年分)

ス 納税証明書(写でも可)※納税証明書区分による。(別表1)

セ 使用印鑑届(様式第5号)

ソ 印鑑証明書(原本)

タ 委任状(様式第6号)

チ ISO認証取得証明書(写)※認証取得している場合

ツ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第7号)

テ 社会保険等の加入状況を確認する書類

ト 災害救急時活動実施報告書(様式第9号)※市内業者(市内に主たる事業所又は営業所を有する者)

ナ 地域貢献活動実施報告書(様式第10号)※市内業者(市内に主たる事業所又は営業所を有する者)

ニ 消防団員雇用状況調書(様式第11号)※市内業者(市内に主たる事業所又は営業所を有する者)

(2) 経常共同企業体

経常建設共同企業体協定書(写)

經常建設共同企業体の構成員となる者は、上記建設工事の資格要件を満たしていること。

3 資格審査

遠野市営建設工事入札参加資格者要綱第3条の規定に基づき資格審査を行い、市営建設工事の入札に参加する資格を有すると認めるときは、市営建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。

4 資格者名簿への登載の可否の通知

遠野市内に主たる事業所又は営業所等を有する者に限り、文書で通知する。

5 資格者名簿の有効期間

資格者名簿の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとする。ただし、有効期間満了後においても、令和5年度及び令和6年度の資格者名簿が作成されるまでの間は、当該資格者名簿は、なおその効力を有する。

6 申請書に記載した事項の変更等の届出

申請書を提出した後、その内容に変更が生じた場合には、速やかに市営建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第8号）を提出すること。

別表 1

納税証明書区分

区分	遠野市内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者（市内業者）	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有する者（県内業者）	岩手県内に法第3条第1項に規定する営業所を有しない者（県外業者）
提出書類	1 遠野市が発行する納税証明書（様式第59号の2）	1 市町村が発行する納税証明書	1 市区町村が発行する納税証明書
	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号イ）	2 広域振興局税務部等が発行する納税証明書（様式第111号イ）	2 都道府県が発行する納税証明書
	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その3の3） (2) 個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その3の3） (2) 個人の場合 納税証明書（その3の2）	3 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書（その3の3） (2) 個人の場合 納税証明書（その3の2）
証明を要する納税時期等	<p>1 納税証明書区分のとおり市区町村、都道府県、国が発行する納税証明書（全税目に関する納税証明）を提出すること。</p> <p>2 支店等に委任する場合は、委任先の所在地の市区町村、都道府県が発行する納税証明書（全税目）も提出すること。</p> <p>3 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の3箇月以内に発行されたものに限る。</p> <p>4 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。</p> <p>5 全税目とは、市区町村、都道府県が賦課徴収すべき税目のうち、申請者が課されている税目のことをさします。</p> <p>6 岩手県以外の納税証明書及び遠野市以外の市区町村の発行する納税証明書の様式については、納税すべき税について、<u>未納の額がない旨</u>が記載されている納税証明書であれば可とする。</p>		

別表2

指定工種及び技術者要件

指定工種	技術者要件
土木工事	1・2級の土木施工管理技士又は建設機械施工技士等が3名以上 (うち1名以上は1級)
建築一式工事	1・2級の建築施工管理技士又は建築士等が3名以上
電気設備工事	1・2級の電気工事施工管理技士等が3名以上
管設備工事	1・2級の管工事施工管理技士等が3名以上
舗装工事	1・2級の土木施工管理技士等が3名以上(うち1名以上は1級)及び舗装 施工管理技術者(2級)が1名以上(※土木施工管理技士等との重複可)

注) その他資格区分等については、「令和3・4年度市営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き(遠野市総務企画部管財担当)」を参照のこと。